

平成 28 年

南三陸町議会議録

第6回臨時会 7月14日 開会  
7月14日 閉会

南三陸町議会

平成 28 年 7 月 14 日 (木曜日)

第 6 回南三陸町議会臨時会会議録

平成28年7月14日（木曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦	現利君
管財課長	仲村	孝二君
保健福祉課長	三浦	浩君
産業振興課長	高橋	一清君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港・漁集事業担当)	宮里	憲一君
復興事業推進課長	糟谷	克吉君
復興市街地整備課長	小原田	満男君
上下水道事業所長	及川	明君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部	修治君
総務課長補佐	大森	隆市君
総務課主幹兼財政係長	佐々木	一之君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	菅原	義明君
生涯学習課長	阿部	明広君

#### 事務局職員出席者

事務局長	佐藤	孝志
総務係長 兼議事調査係長	畠山	貴博

#### 議事日程 第1号

平成28年7月14日（木曜日） 午前9時59分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告

- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 107 号 字の区域の変更について
- 第 6 議案第 108 号 字の区域の変更について
- 第 7 議案第 109 号 財産の取得について
- 第 8 議案第 110 号 財産の取得について
- 第 9 議案第 111 号 財産の取得について
- 第 10 議案第 112 号 財産の取得について
- 第 11 議案第 113 号 財産の取得について
- 第 12 議案第 114 号 財産の取得について
- 第 13 議案第 115 号 普通財産の貸付けについて
- 第 14 議案第 116 号 工事請負契約の締結について
- 第 15 議案第 117 号 工事請負変更契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 15 まで

午前9時5分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

きょうは、早朝から本町に2度も激励にお越しいただきました天皇陛下が生前退位の意思を示されたということで、新聞、テレビ等で大騒がれておりまして、私も驚いているところでございます。

本日の臨時会もどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第6回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、13番後藤清喜君、14番三浦清人君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成28年第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝申し上げます。

平成28年第5回定例会以降の行政活動の主なものとして、志津川地区観光交流拠点新築工事起工式についてご報告申し上げます。

7月6日、志津川市街地に新たな観光交流エリアとして整備を進めてまいりました土地区画整理事業地内観光交流ゾーンにおきまして、東日本大震災後から仮設商店街としてさんさん商店街の運営を続けております出店者を中心に、新商店街の建設により地域の活性化を目的に設立された株式会社南三陸まちづくり未来による志津川地区観光交流拠点新築工事起工式が、多数のご来賓並びに関係者の出席のもと、とり行われました。

観光交流エリアにつきましては、公共交通路線のハブ機能や、飲食、日用品の買い物など、さまざまなサービス機能を集中させることで、まちなかの新たなにぎわいづくりの起点となり、多種多様な波及効果をもたらす場の構築のため、政策的に町有地を集積し、基盤整備を進めてきたところでございます。

この観光交流エリア内に整備されます新商店街は、志津川地区グランドデザインを手がけた隈研吾氏による設計であり、木のぬくもりを生かした6棟からなる商店街に28店舗が出店し、来年3月のオープンを目指すものと伺っております。

出店者の皆様におかれましては、3年の歳月をかけ、単に新商店街の建設に限らず、震災からの復興途上の町として地域が果たす役割や商店街が果たす役割についても検討が重ねられるなど、さまざまなご尽力に対しまして改めて敬意を表する次第でございます。

町といたしましても、高台団地が完成する時期を迎えるにあたり重要な施設として、またにぎわいづくりの拠点施設として、商店街の再生につきましては大いに期待するところでございますので、道路整備を始めとする周辺環境の早期整備について、引き続き国や県などの関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に行ってください。

午前10時05分 休憩

---

午前10時31分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

---

日程第5 議案第107号 字の区域の変更について

日程第6 議案第108号 字の区域の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第107号字の区域の変更について、日程第6、議案第108号字の区域の変更について、お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして、本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第107号及び議案第108号の2議案、字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本2議案は、防災集団移転促進事業志津川東団地及び防災集団移転促進事業志津川中央団地の造成に伴い、当該団地内の字界を整理したいため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 細部説明いたします。

ただいま一括提案をさせていただきました議案について、それぞれ説明いたします。議案関

係の参考資料をお開きいただきたいと思います。

両議案とも、高台移転事業に伴う字の変更でございます。107号は志津川東団地、108号は中央団地でございます。

参考資料5ページがわかりやすいかと思います。

東地区のこれは平面図でございますが、現在は天王山と沼田の字界が点線のような形で表示されております。ここは防集の宅地12区画ほどが、あるいは公有地が2つの字に入り組んでいるということでございます。今回、これを赤い線のように沼田の一部を天王山に編入するものでございます。字界を決めるに至っては、わかりやすく道路を側線とする考え方をとらせていただきました。

次に、8ページをごらんください。

こちらは中央団地でございます。現在、新井田、城場、助作の3つの字が存在し、その境界が黒い点線や実線のようになっております。議案にありますように、助作と城場の一部を新井田に編入するものであります。造成した団地の外周までを新井田とするもので、変更後はそのとおり赤い線で囲んだとおりとなります。

なお、今後の予定でございますけれども、東の地区は8月下旬ごろから順次引き渡しを、それから中央地区につきましては年内中には引き渡しを完了させたいという予定で進めております。

以上、細部説明を終わりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第107号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第109号 財産の取得について

日程第 8 議案第110号 財産の取得について

日程第 9 議案第111号 財産の取得について

日程第10 議案第112号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第109号財産の取得についてから日程第10、議案第112号財産の取得についてまでお諮りいたします。以上、本4案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本4案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして、本4案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第109号から議案第112号までの4議案、財産の取得についてをご説明申し上げます。

本4議案は、伊里前地区杵沢団地、伊里前地区中学校上団地、清水地区清水団地、戸倉地区戸倉団地の防災集団移転促進事業地内に整備する集会所を取得するに当たり、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） おはようございます。

それでは、細部説明をさせていただきます。

議案第109号から112号までの4つの案件は、町長が説明したとおり、昨年度完成しました防集4団地に整備する集会所の取得案件でございます。

初めに、議案第109号について説明させていただきます。

議案書3ページに記載してありますとおり、本議案につきましては、防集枡沢団地内に整備する予定の集会所と附帯施設について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から4,158万円で買い取りするものでございます。

議案関係参考資料は10ページをお開き願います。

事業の場所につきましては歌津字峰畠地内で、防集枡沢団造成工事において整備しました公益施設用地660.14平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟161.48平米、約49坪の集会所と、外構部分も含めた附帯施設を整備するものでございます。

整備のスケジュールにつきましては、本議案の議決をいただいた後、8月中に着手しまして、来年1月末に完成、引き渡しを受ける予定となってございます。

次に、11ページをお開き願います。

枡沢団地の配置図でございます。集会所の位置につきましては、オレンジ色で表記してございます団地の中央部、公園の向かいとなっております。

次の12ページには配置図、それから13ページには間取りの平面図、それから14ページにはイメージパースを添付してございます。部屋の配置、間取りなどにつきましては、これまでの団地同様、地域の方々と打ち合わせを行いながらまとめてきたものでございます。

次に、議案第110号の細部説明をさせていただきます。

議案書は4ページでございます。

議案書に記載してありますとおり、本議案につきましても、防集中学校上団地内に整備予定の集会所と附帯施設について、南三陸町木造協から4,298万4,000円で買い取りするものでございます。

議案関係参考資料15ページをお開き願います。

事業の場所は歌津字伊里前地内で、造成工事において整備しました公益施設用地556.72平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟161.06平米、約49坪の集会所と附帯施設を整備するものでございます。

整備スケジュールにつきましては、枡沢団地同様8月中に着手し、来年1月末に完成、引き渡しを受ける予定となってございます。

次に、16ページをお開き願います。

中学校上団地の配置図でございます。集会所の位置につきましては、オレンジ色で表記してございます団地の東側、公園の隣となってございます。

次の17ページには配置図を、18ページには間取りの平面図、19ページにイメージパースを添付してございますのでごらんいただきたいと思います。

引き続き、議案第111号の細部説明をさせていただきます。

議案書は5ページになります。

議案書に記載しておりますとおり、本議案につきましても防集清水団地内に整備予定の集会所と附帯施設について、南三陸町木造協から3,898万8,000円で買い取りするものでございます。

議案関係参考資料20ページをお開き願います。

事業の場所は志津川字内井田地内で、造成工事において整備しました公益施設用地726.45平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟135.8平米、41坪の集会所と附帯施設を整備するものでございます。

整備スケジュールにつきましては、前団地同様、8月に着手、来年1月末に完成、引き渡しを受ける予定となってございます。

参考資料21ページをお開き願います。

清水団地の配置図でございます。集会所の位置につきましては、オレンジ色で表記してございます団地中央部の交差点付近となってございます。

次の22ページには配置図を、23ページには間取りの平面図、24ページにはイメージパースを添付してございます。

最後に、議案第112号の細部説明をさせていただきます。

議案書は6ページでございます。

議案書に記載のとおり、本議案につきましても防集戸倉団地内に整備予定の集会所と附帯施設について、南三陸町木造協から4,741万2,000円で買い取りするものでございます。

議案関係参考資料25ページになります。

事業の場所は戸倉字沖田地内で、防集戸倉団地造成工事において整備しました公益施設用地1,080.07平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟160.23平米、約48坪の集会所と附帯施設を整備するものでございます。

スケジュールにつきましては、前の3団地同様、8月着手、来年1月末に完成、引き渡しという予定になっております。

次に、26ページをお開き願います。

戸倉団地の配置図でございます。集会所の位置につきましては、団地中央部の交差点付近となつてございます。

次の27ページには配置図、それから28ページには間取りの平面図、29ページにはイメージベースを添付してございますのでごらんいただきたいと思います。

以上、4つの議案の財産の取得についての細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいま説明を受けて、竣工が大分来年の3月ですか、ほとんどこれからやるということなんですけれども、時期はこれから。防集木沢団地の、中学校上もそうなんですけれども、まだ建物ができていない、そういう中で財産の取得が今提案になってますけれども、果たしてこれは建物が建っていない、竣工検査もしていない、そういう中で財産の取得ができるものかどうか。我々議会として、これをできるかどうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 個人の所有財産を取得するわけじゃなくて、固有財産として取得するということなので、議会として議決いただければ、そのとおりで事務手続が進められていくと認識してございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 個人でない集会所はわかります。今、財産のこの議案には建物とあります。集会所の建物ができていないのに、財産の取得ができますかということなんですけれども。手順の問題です。ここに上がってきたんですけども、まだ集会所もこれからできるわけですよね。建物ができていないのに、これは財産の取得としてここで決定できますかということです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 通常であれば、物の購入とかであれば、そのものが完成されているものを取得ということになりますけれども、建物の取得ということでございますので、例えば、建築した後で取得議案を出してから、もしそれが否決された場合、いかようにもできなくなりますので、建築前に取得してよろしいですかという形で議案として提出して議決をい

ただきたいという旨で提案している内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 中央団地は、この間、買った後でいろいろ出てきました。問題が発覚しました。例えば、この集会所で建物が施工ミスとかということになった場合は、我々議会の責任も絡みます。ないと思ってはいますけれども、中央団地もそうでした。ないはずのものが起きてきたという。そうしたことを考えた場合、いかがなものかなという不安が出るわけですけれども。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 当然、事業スケジュールに完了の引き渡しの段階でしっかり検査してから引き渡す形になってございますので、当然、そこに瑕疵があれば、住宅団地もそうですが、瑕疵をしっかりととした形で完成させていただいて、しっかりととした形のものを引き受けるといった内容でございますので、その分のリスクというものは、現在は心配しておりません。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 総務課長が申し上げたとおりでございますけれども、施工に当たっては、各段階、段階におきまして町の担当職員が立ち会い検査など実施します。これまでもしてきておりますので、施工管理に当たっては徹底してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 4団地の集会所ですが、建築確認申請が8月、完了引き渡しが来年の1月ということで、4カ所とも同じ日程であります。もう既に、この何たらという団体が業者さんを選定しているかと思うんですが、4カ所の業者さん、こちらでもうおわかりでしょうから、それを公表していただきたい。

先ほど前者も話しましたように、中央団地で大変な施工不良の問題が起きておりまして、果たして大丈夫な業者なのかという不安があるわけです、我々も。ここで議決ということになりますと、その辺の心配も払拭しながら進めていく上でも、業者さんの名前を公表していただきたいということです。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 木造協議会につきましては、議員ご承知かと思いますけれども、会員としましては南三陸町の建設業界4社、それから町内の建設職組合11班、それから森林組合などで構成してございます。

設計、それから工事を木造協に依頼するわけでございますけれども、今現在といいますか、木造協の中で各4地区の建築工事を振り分けると思うんですが、今現在では、まだ業者は決定されてございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、ここにうたわれております契約相手方、協議会の名前で建築確認をとるという手続になっているんですか。施工する業者さんの名前でやるのではないですか。8月に確認するんでしょう、確認申請。もう既に決まっているんじやないですか。公表できない理由でもあるのかということになってくるんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 後ほど回答させていただきます。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時14分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦清人君の答弁を続行します。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 大変失礼いたしました。

まず、建築確認申請でございますけれども、建築主としては木造協になります。その代理者といたしまして、会員の設計事務所が確認申請の申請をするということになってございます。それから、施工業者ですけれども、歌津地区の枡沢、それから中学校上につきましては山荘建設株式会社、それから清水団地につきましては渡公工務店、戸倉団地につきましては現在調整中でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 3カ所につきましては、それぞれの業者が選定になったということで、4カ所目の戸倉団地につきましては調整中というお話ですが、それはいつごろ調整して我々がわかるのかなという感じがするんです。できれば、この議案が議決される前に知りたいんです。例えば、中央団地で施工不良を起こした業者が入っていなければいいんです、入っていなければ。悪い実績として証明されているわけですから。そこを私は懸念しているところなんです。いつごろ、大体おわかりですか。その辺もまだお聞きになっていないのかな。

これは我々がここできよう議決するというのはなかなか難しくなってくる。執行部が出された案件は全てオーケーというわけにはいかなくなってきた。皆さんが出された議案、これまでもいろいろあるんですけども、特にこの中央団地の件に関して、皆さん方を信用できなくなってきた、議会として。どこまで信用していいのかわからなくなってきた。そういうことで知りたいということなんです。我々も責任がありますので、議決ということになりますから。その点で発言をしているわけです。

これはなかなか難しいね、議長。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。私も1点だけ伺いたいと思います。

課長の先ほどの最初の説明で、今回、これを上程する上で、地域の人たちとまとめてきたという説明がありました。そこで、これは関連になるかどうかはあれなんですけれども、今まで団地ができて引き渡されてきた集会所なんですけれども、それで現時点で引き渡された集会所が何らかの不便さとか改善点等、現在利用している人たちから上がっているかということと、あともう一点は、利用しているところの集会所の区長なり管理している方への利便性の確認というか、そういうことも必要だと思うので、そういったことがなされているかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 防集団地で整備しました集会所につきまして、先ほど議員さんからご質問のありましたような件については、今のところ町では受けておりません。ただ、例えば、台所部分で小さな棚を設けたいとかとの利用上の利便性を確保するために、一部そういう設備を設けたいとかという協議はあったかと思います。それと、定期的にいわゆる地元から集会所の利用状況について何か問題がありますかとかいうことについては、あえてこちらからは伺っておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 小さな改善点というのが少しは届いたということなんですねけれども、今後、そういった現在使っている方たちの利便性も一応確認して、まだ間に合うような小さな改善等、なるべく使いやすいような集会所へということも大切だと思うんですけども、今後そのような形で、再度聞きますけれども、使う人たちの利便性の確認というのは積極的にしていく必要も、できてからでもできるんでしょうけれども、なるべくならフィードバックしていく形でつくっていくことも大切だと思います。

そこで、最後1点お聞きしたいんですけども、そういった集会所に要望はないということなんですけれども、以前聞いたシャワー設備というのは検討する余地はないのかどうか、最終的に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 先ほど申しました防集での整備しました集会所につきましては、あくまでもその地域における地域コミュニティーの形成の場として、あるいはコミュニティーの形成施設として整備したものでございますので、あえてそこでシャワー設備を設ける必要性というのは、ちょっと我々は考えておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 1点、最近、いろいろな問題が出てきておりますが、推進協議会に委託して買い取るということですが、この協議会との協定内容はどうなっておりましたか、瑕疵の点あるいは補償の点というのは。いろいろな問題が出た後に大変苦慮するわけでありますので、事前にそういうところを確かめておきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 木造協との協定につきましては、本協定が26年6月27日に協定を締結してございまして、今年度分につきましては、4月1日に要請して同月8日に木造協が受託しているということでございます。

協定におきましては、瑕疵担保については大きなもの、物によってあれですけれども、最高で10年の瑕疵担保責任ということで締結してございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大きなものが10年ということですが、大きなもの、小さなものという区別のあたりは誰がどう判断するんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 軸体に係る大きな瑕疵であれば10年、それから5年、4年、3年と1年ということで、植栽まで1年という段階で瑕疵の責任を担保するということでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） もう少しわかりやすく言ってほしかったんですけども、書きものはあるんでしょう。あれば、後で出してください。お願いします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、

これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第109号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第112号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第113号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第113号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第113号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川東（第2）地区第3工区に整備する災害公営住宅整備事業に係る財産の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第113号財産の取得について細部説明させていただきます。

議案書は7ページ、議案関係参考資料は30ページをお開き願います。

議案書に記載しておりますとおり本議案につきましては、志津川東（第2）地区の第3工区に整備しております集合タイプの災害公営住宅について、UR都市機構からの買い取りの価格を減額変更するものでございます。

金額は、現価格から2億9,861万7,040円を減額し、15億8,194万2,960円とするものでございます。

議案関係参考資料の30ページをお開き願います。

事業の概要でございますが、志津川東（第2）地区第3工区の集合型災害公営住宅につきましては、昨年5月の臨時会におきまして取得についてのご決定をいただき、7月から整備してまいりました。集合住宅4階建て2棟で56戸、合わせて駐車場などを整備したものでございます。来月完成の予定で、今回、事業費を最終精査し、買い取り価格を減額変更するものでございます。

変更の主な要因につきましては、31ページに記載のとおり、当初契約において物価上昇や工事途中での設計変更を見込んだ金額で契約を締結しておりましたが、見込みほどの物価高騰がなく、また設計変更による増額も少なかったことなどが主なものでございます。

32ページをごらん願います。

志津川東地区の土地利用計画図でございます。（第2）地区第3工区につきましては、ベイサイドアリーナ西側に位置してございます。

33ページには配置図を載せてございます。集合タイプ4階建て2棟56戸でございます。

34ページから35ページにつきましては立面図を添付してございますので、参考までにごらんいただきたいと思います。

なお、第3工区の入居につきましては、9月1日からの予定としてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。1点だけ伺いたいと思います。

公営住宅が減額ということなんですけれども、関連で伺いたいんですけども、実はこういった4階建て、高層の住宅に関してなんですけれども、私は所用で出かけるときに地下鉄に乗りました。そのとき、荒井駅のすぐ見えるところに仙台で建てた公営住宅2棟が建っていました。それで、朝早かったのでタクシーの運転手さんといろいろ話をさせていただいたら、荒井駅から見える大きい10階以上の建物ですか、そういったやつの2つあるうちの1棟全部がペット可能という住宅でした。

それを聞いて私は、感動というわけじゃないんですけども、感心しまして、当町においても、私は、再三ではないんですけども、少しだけペットの飼える住宅ということで質問してきた経緯があります。現在、こういった引き渡しを受ける住宅でペットの飼えるところというのは、ある程度、基本計画の上でも載っていたんですが、どのようにになっているのか、再度なんですけれども、確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） ペット飼育可能住宅につきましては、大きな志津川団地につきましては何カ所か整備する計画でございます。東地区につきましては、32ページの図面を見ていただきたいんですが、第3工区につきましてはペット不可になります。その隣、西側になりますけれども、そこに4工区というものがございまして、4工区につきましてはペット可能ということで今整備を進めております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 3工区は不可で4工区ペット可ということなんですけれども、全棟大丈夫なのか、そのところを私は確認したかったんです。そこで減額ということなんですけれども、ちなみにペット可とそうでないところの仕様というか、猫でしたら引っかき対策とか、犬の場合はどういったことがあるのか、消臭なのか何になるのか、そういった建てる上での

経費がかかっているのかどうか。

その1点と、もし、そういった形で区別しているようでしたら、今後、何らかの形で、例えば、全棟で飼えるようにしてその中で限定する、1階全部は飼えるとか、そうじゃなければ何らかの要因で最上階はペットが全室飼える、そういうわかりやすい取り決め、使い方というか、そういったことができるのか、できないのかということよりも、そういったことを検討する可能性は見出せるのかどうかということを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） まず、ペットの飼育可能・不可能で工事費の減額云々ということでございますけれども、ペットありなし、飼育可能・不可能での減額というのは特にございません。（「工事費に変わりないという意味」の声あり）工事費には変わりございません。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ペット可・不可のお話でございますけれども、基本的にペットが好きな方と逆に嫌いな方がいらっしゃいます。そこで同じ棟の中で混住するというのはなかなか難しい問題がございますので、今のところは棟ごとに、2つあれば片方をペット可、片方はペット不可ということで入居者の募集を行っているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 一応わかったんですけども、今、課長の答弁で、これはやぶ蛇になるかどうかわからないんですけども、ちなみに今後そういった区分をした場合に、飼ってはだめなところで飼っていた場合の指導というか何らかの形であるのか、それとも暗黙の指導なのか、その点、ちょっと聞きづらいんですけども、どのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今の申し込み状況を申し上げますと、基本的にペット不可のほうが申し込みは多くて、ペット可のほうが逆に空き家が出るということで、当然、抽選会においてはペット不可から可のほうに移動していただいているという状況でございます。将来的にペットを飼う方については、基本的にはペット可の住居に申し込んでいただいているので、今のご質問はかなりレアなケースだと思ってございます。当然、その場合は入居条件と違いますので、訂正をしていただくことになるかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

31ページに、減額になっている中で労働者確保費用というのがありますて、これが増額になっているようですが、以前にもたしかお伺いしたとは思うんですが、これはこの間、労働賃金が上がった分だけということとたしかお伺いしたんですけども、この増額になった部分が本当に労働者へ行っているのかどうかを町として確認できるのかどうか、1点だけお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 31ページの労働者確保費用でございますけれども、これは労働者の宿泊費相当に当たる分でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12 議案第114号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第114号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程になりました議案第114号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した戸倉公民館の災害復旧事業に係る一般備品を購入したいため、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜

りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） それでは、議案第114号の細部説明をさせていただきたいと思います。

議案関係参考資料で説明させていただきますので、36ページをお開きいただきたいと思います。

業務名は、戸倉公民館災害復旧事業備品（一般備品）購入業務になります。

現在、災害復旧事業で戸倉公民館を整備中ですが、整備後において戸倉公民館で使用する一般備品を災害復旧事業補助金により購入するものであります。

次ページをお開きください。

購入業務に係る備品の内訳になります。

事務用品や貸館等に必要な48品目286点を購入するものでございます。

以上、簡単ですが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。済みません、私ばかり。

購入備品ということで1点だけ伺いたいんですけども、参考資料の37ページ、下から2番目、刈払機、一輪車2とありますけれども、これは刈払機が2台なのか、一輪車も2台なのか、そのことを伺いたいと思います。

あと、戸倉公民館ということなので関連で、中学校を利用することで、すぐ近くに体育館があるんですけども、町でもその利用法をいろいろ検討しているということなんですねけれども、公民館と体育館を同じようにリンクさせて使うのかどうか、その点、2点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 刈払機、一輪車につきましては、各1台ということでございます。

それから、体育館の利用につきましては、現在、検討中でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 災害復旧ということで、以前、戸倉の公民館に1台あったのかどうか。

それで、私は、今後、ボランティアの方たちも入るので、少し五、六台用意すれば何らかの

形でいいのかなという思いもありましたので、そういったことは検討できるのかどうか。

あとは体育館なんですけれども、検討中ということなんですけれども、現時点でのまま補修等をして使っていくのか、もしくは解体するのか、どういう検討なのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 今回の備品購入につきましては、災害復旧事業ということで既存のものを買うということでございます。今後、必要に応じて、数量が必要であれば追加で購入も検討したいと思います。

それから、体育館なんですけれども、現在、いろいろなものが入っておりますので、それがなくならないうちはちょっと壊すも直すもできないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 草刈りに関してはわかりました。

それで、体育館なんですけれども、今後、私がお聞きしたかったのは、公民館が以前の松原みたいに公民館機能の中の1つとして体育館を使っていくようになるのか。もしくは、現在いろいろな荷物が入っているということなんですけれども、ちょっとと思いつかないんですが、例えば、別の利用、私はこの場面を見て大変な思いをしているんですけども、そうすると使えない無性に、今、スポーツといえるのかどうかわからないんですが、ボルダリングみたいなのがいっぱいはやっているようなので、競技人口初め、そういったやつを何らかの形でそういう施設等にも利用できるんじゃないかと。いろいろな利用法ができると思うんですけども、もし有効な利用法、公民館とリンクしてできるようなものがなければ、早目に体育館の利活用、廃止を決めたほうがいいと思うんですが、その点に関して最後に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 戸倉公民館前のところについて、災害復旧事業で今直しているわけなんですけれども、以前のところに体育館というのはございませんので災害復旧事業ではできないということで、修繕するにしても取り壊すにしても一般財源で対応するという形になります。修繕するにしても取り壊すにしても相当な費用がかかるものですから、現在、検討中というところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ただいまのお話の中から、戸倉公民館に以前は体育館がなかったというお話ですけれども、社会教育を推進していくには、やはり運動機能が必要不可欠でございます。そういう観点からも、ただいま荷物のいろいろなものが入っているというんですけれども、その辺をどかすか、あるいは、多分物資だと思うんですけれども、熊本などにそれらを回してやることが不可能なのか可能なのか。そういうって早く体育館施設を、あるものですから、これからつくるわけではないので、有効活用させて、料金設定もこの間行いました、町としては。そういう観点からも、町民の体力増進のためにも、ぜひそこを検討していただきたいと思います。その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） 体育館につきましては、近くに戸倉小学校ができまして、そちらの学校開放という形で利用できるような状況でございます。物資につきましては、送るようなものは入っていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 社会教育としては、戸倉小学校を利活用させるという受けとめ方でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（阿部明広君） そのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第115号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第115号普通財産の貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第115号普通財産の貸付けについてをご説明申し上げます。

本案は、一般国道45号歌津・伊里前地区工事に伴う町有地の使用貸借について国より協議があり、町外町有地を工事期間中、無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） それでは、議案第115号の細部説明をさせていただきます。

本議案は、財産の無償貸し付けでございます。

貸し付けする相手方は国で、貸し付けする財産につきましては土地でございます。南三陸町歌津字伊里前34番ほか50筆でございます。全体面積としては1万4,281平米、坪に換算しますと約4,300坪に相当します。

貸し付けする土地の明細につきましては、議案書の10ページから12ページをご参照ください。

また、具体的な位置関係につきましては、議案参考資料の38ページをごらんください。

貸し付けしました土地につきましては、国道45号線の仮道路敷として国で使用する予定でございます。

貸し付け期間については、本年7月19日から29年3月31日までの期間でございます。

以上、細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） これは伊里前の45号線にかかる内容だと思いますが、工事の時期はいつごろ始まるのか。工事期間も示されておりますけれども、実際は何月から始まるのか。それから、ブルージや白紙というか、この土地は町で取得していないのかどうか、その辺について。できれば、伊里前地区の商店街、そして漁協とかいろいろな建物等もここに予定されているわけですけれども、いつから始めるのか。その辺、ここには石泉の入り口もあるわけですから、これ関係がどのような形で仮道路をつくるのか、国道との兼ね合いとい

いますか絡み合い、その辺について、どなたの担当だ。これを説明してもらいたい。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 国道45号の仮廻し道路の施工時期ということでござりますが、国から聞いている予定でございますが、8月着手に始まりまして平成29年2月までに仮廻し道路を完成させたいというものを聞いてございます。当然、この道路をつくりますので、石泉線等々の取りつけについては通れなくするということはないので、取りつけは必ずするということでございます。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 参考資料の38ページの中で着色がされていない白い部分なんですが、この部分については、現在、国で用地の取得交渉を行っているという箇所であって、今後、近いうちに国が契約される予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 着色のない石泉線に入る、志津川から行けば手前になりますが、45号線の土盛りが何メートルぐらい最終的に高くなるのか。商店街はかなり土盛りをされて整備が進んでおります。急いで、いろいろな商店街の関係もありますので進むんでしょうが、45号線の道路の問題がどのように、同時に進んでいくのか。そして、土盛りは官だけ道路が高く、土盛りした商店街あるいは漁協とか、それらと同じような高さに道路ができるのか。そのような形ができるんだろうけれども、着色した部分から土盛りがなされるのかどうか、それらの内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 議案参考資料の38ページ、まず左側から寄木線があつて石泉線があるというところですが、この辺につきましては、ほぼ現状の高さで既設の道路にすりつけなければいけないために、それほど盛り土は行いません。仮廻し道路については盛り土を行いません。石泉線を過ぎたところから徐々に高さが上がっていきまして、ちょうど小学校線ですか、漁協支所または新しくできる商店街に入っていく道路ですけれども、その道路につきましては、今盛り土していますけれども、同じ高さの道路ができるということございます。将来的な国道45号につきましても、商店街または漁協の地盤高ということございますので、同じ高さでの整備となる予定でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

---

午後 1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

復興事業推進課長より発言訂正の申し出がありますので、これを許可します。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、午前中の7番議員さんとの質疑の中で、瑕疵担保補償期間の回答で、私は10年と回答申し上げました。誤りでございました。10年は災害公営住宅でございました。集会所建物に関しましては、シロアリによる損傷が5年、それから構造強度に影響を及ぼす変形、破損、雨漏りによる損傷が2年、それから芝、植栽などが1年となってございます。訂正しておわび申し上げます。

---

日程第14 議案第116号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第116号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第116号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、本町の観光交流拠点と位置づけている志津川字五日町地内に設置する浄化槽に係る工事請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する

る条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、議案第116号工事請負契約の締結について細部説明させていただきます。

議案関係参考資料39ページをお開き願います。

工事名としまして、平成28年度南三陸町観光交流拠点浄化槽設置工事でございます。

工事場所としましては、志津川字五日町地内。

工事概要といたしまして、浄化槽（980人槽）設置一式でございます。

この観光交流エリアは、公共駐車場やB R T町民バス等のターミナルを整備する予定のほか、来年3月にさんさん商店街が立地するなど、町なかの新たにぎわいを創出する起点の場と捉えておりまして、広く町民の皆様や観光客の方々にご利用いただけます。その中で、公衆トイレはこのエリアをご利用される方々に必要な施設となっておりまして、浄化槽はエリア全体の排水機能を担うものと考えてございます。

4番の入札執行日につきましては、平成28年7月1日。

入札方法は指名競争入札。

入札参加業者につきましては記載のとおりでございますが、町内のAランク相当以上の会社を指名してございます。

7番の予定価格から14番の工事期間については記載のとおりでございまして、工事の期間は平成29年1月31日までとしてございます。

次ページの40ページには、工事請負仮契約書を添付してございます。41ページには位置図を、42ページには平面図を添付してございますので、参照いただければと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

浄化槽（980人槽）ということなんですかけれども、これは1カ所で大丈夫なのかどうか。それと、あと関連なんですかけれども、観光交流拠点浄化槽ということで、観光に関するトイレに関してなんですかけれども、戸倉の中学校の下に前は公衆便所があったんですけども、そ

れの復旧予定をお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず1点目、観光交流エリアは今回整備する先行エリアでございますが、面積約2ヘクタールございまして、公共駐車場、あと将来につきましてはバスのターミナルの結節点ということでございますので、このエリアを賄う浄化槽として計算しまして980人ということで間に合うということで考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道398号線の沿道にあるパーキングスペースの中にトイレがございます。今回、来月、398号線の供用開始ということで、大方の交通が新しい398号に移るということでございますので、利用がかなり少なくなるだろうと考えてございます。旧路線につきましては、町がいずれ管理するということになりますので、管理上の問題、それから利用者の減少等が考えられますので、今のところ、復旧する見込みはないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 浄化槽の件に対してはわかったんですけども、関連でお聞きした部分に関してなんですか、復旧ということなので当然なのかどうかわかりませんが、もとあつた場所に復旧するということしかできないのか。ちなみに、398号線の新しくなったほうにもし復旧できるのかどうか、その点、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 新しい国道につきましては、災害復旧ではなくて交付金事業で行われておりますので、そちらを国道の事業でやるのは多分無理だと思ってございます。それから、現地に設置が不可能な場合、他の箇所に復旧できないことはないんですが、現地に復旧が不能かというと不能ではないので、場所を変えての災害復旧はこれまた無理かなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、ちょっと答弁がわからなかつたんですけども、別の場所でもし復旧ができるというのでしたら、また私事みたいになりますけれども、志津川の町内から折立まで398号線が45号線と並行になっていると思うので、もし復旧できるのでしたら、今度できた黒崎のパーキングのあたりにでもできるかどうかなんですが、実は、私もあの付近に今おりまして、夜間の公衆便所の必要性を、皆さんにお昼時過ぎたので言わせていただくと、時

おり目の当たりにしていまして、何らかの形で戸倉の中学校の下の公衆便所が復旧できるのでしたら、同じ並行でも別の場所に復旧することができるのかどうか、もう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害復旧事業は基本的に原形復旧の原則がございます。それができないとき、現地に復旧できないときに限って他の場所ということになるかと思います。既存の箇所につきましては、かさ上げされたとしても建てられるスペースは残りますので、必ずしもそこに建てられない、復旧できないということにはなりませんので、他の箇所に移動して、また同じようなトイレをつくるということは基本的には不可能だと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 净化槽の設置の工事の指名競争入札の指名参加業者の名前を見たときに、中央団地の造成に不良施工が発生した業者の名前が入っておりますね。何でこういう指名をしたんでしょうか。

7月5日でしたか、この件についての説明会、特別委員会が開催されまして、その中で施工不良の発生要因の中に「施工業者による設計図及び施工手順に基づく施工がなされなかった」ということは、これは現地で実際に下請をした業者のことですよね、この文面は。下請業者が設計図面及び施工手順に基づく施工をしなかったということで、あのような事件が起きたと。にもかかわらず、さらにまた今回の工事に指名をされたということはいかがなものかなという感じがいたしているんです。どのようなことでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 契約業者審査委員会の委員長としてお答えしたいと思います。

その時点におきましては、指名停止も含めて、まだ全然裁定を下しておりませんので、前回にも申し上げましたが、中央団地の工事につきましては、原因そのものについては、その時点では特定されていないということでございますので、この業者がやったという証拠そのものがございませんので、今回の入札に関しては、先ほど言いましたAランク相当以上というのがその業者に該当するので指名したということでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 7月5日のこれを見てください。これは誰が書いたんですか。先ほど、わざと私は読み上げたんです、そのために。施工不良の発生要因ということで掲げられています。これは、推測、憶測でやったということですか。私はこれを原因だと思っていま

す、要因というよりは、特定されていないからという答弁ですが、特定されていないものをこう書くんですか。7月5日の説明はうそだったんですか、じゃあ。この資料はどうなんですか。そう言っているんです。ですから、先ほど、わざと読み上げたんです。この「施工業者による設計図及び施工手順に基づく施工がなされなかった」と、このときの施工業者というのは実際に作業に当たった下請業者のことと言っているわけですから。じゃあ、この用紙はうそだったんですね、要因というのは。はっきりしてください。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 繰り返しになりますが、その時点において、契約業者審査委員会の中ではまだ裁定を下していないという状況にございますので、ランクに該当する業者として指名させていただいたということになります。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 入札執行日が7月1日です。この事件が発覚したのはそれ以前です、以前。その指名委員会をしたときには、その前だったという解釈なの。要するに、指名委員会を設置して審査したところの日にはまだ事件が発覚していなかったと、そういう今の答弁でいいんですか。7月1日にはもう発覚しているんです。その際には、再度、検討、見直しという考えはなかったんですか。一度やった指名委員会だから、それは何としても崩せないという理由は何かあるんですか。変更できない理由は何かあるんですか。

7月1日に入札した。その前に事件が発覚した。その前に指名委員会が行われたと。7月1日までにわかったわけだから、入札前にそういった変更をなすべきではないのかなという私の話なんです。意味わかりますか。やれない理由はどこにあるの。そういった法的根拠を示してください。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 前回の特別委員会の中でもお話をしましたが、中央団地に関して発注元は町でございますが、基本的にはUR都市機構に委託して、その後、CMJVが受託をしているという状況、その下請であるということでございました。

前回にも申し上げましたが、UR自体で、契約業者の審査委員会でまだ裁定が下っていないという状況でございますので、URの契約業者審査委員会あるいは指名停止の処分があった後に、町としてそういう裁定を下すべきだろうということをお答え申し上げました。

ですから、URでも、まだ今のところ裁定が下っておりません。町が最初に裁定を下すというわけにはいかないだろうという判断のもとに、今のところ全力を挙げて中央団地につきま

しては再施工をやっておりますので、それが終了した後に、多分、そういう裁定が下されると判断しております。その後に、町でもそういう一つの判断を下す時期が来るんだろうなと思っておりますが、その時点におきましては指名から外すということは考えておりませんでした。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） URが事故の原因を調査する、しない……。話はわかっています、わかりました。私が言っているのは、ここに7月5日に特別委員会を開いたときに、施工不良の発生要因ということでうたわれているんです。この3つ。その中に、現場で直接下請業者さんがやった内容もここに書かれている。要するに、「設計図及び施工手順に基づく施工がなされなかった」ということは、実際に下請の方のことを言っているんです、この施工業者というのは。

だから、今回の入札はUR関係ない入札ですよね。直接発注するんですから。これだけはつきりしているのに、なぜ指名に入れたのかということを質問しているんです。わかりますか。あなたの答弁はURUR、UR関係ないんです、今は。直接町が指名競争入札をやったんですから。だから、その指名になぜ、こういう問題が起きた業者を入れたんですかということの質問です。UR関係ないです、これ。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 繰り返しになる部分はあるんですが、実際に中央団地で、その資料も含めて、この前、特別委員会が行われたわけでございますけれども、そこで下請も含めて原因をいろいろ聞き取りも行っておりますが、この業者が間違いなくやったということは特定できなかったということは、打ち合わせの中でも聞いております。ですから、必ずしもその業者が施工したということは特定できない、そういう状態において、町がその業者を指名から外すということはまだできないだろうという判断のもとでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第117号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第117号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第117号工事請負変更契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度戸倉公民館災害復旧工事に係る工事請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第117号の細部説明をさせていただきます。

本件工事については、平成27年11月に請負工事契約の締結のご決定をいただきまして、本年8月31日の完成を目指し現在工事を施工しているところでございます。当初、ご決定いただきました金額に529万2,000円増額し、2億9,473万2,000円に増額するものでございます。

増額となりました理由が3点ございます。

議案関係参考資料の44ページをお開き願いたいと思います。

まず1点目でございます。図面は1階の平面図になってございます。赤でくくりましたのが変更箇所でございます。この箇所につきましては、既存施設に窓がございまして、今回、そのまま再利用する計画でおりました。しかしながら、この箇所につきましては、津波が到達し海水に浸かったということ、それから津波の波力の影響で大分変形している、それから期間が過ぎたのでかなり腐食しているということで、再利用が不可能ということがわかりましたので、改めてこの部分につきましてはつけかえをするというものでございます。これで約

200万円ほど増となってございます。

次、45ページをお開き願いたいと思います。

2階の平面図でございます。この部分につきましては内装の変更でございます。内装を不燃材に変更してございます。これにつきましては、建築主事から指導がございました、安全上、2階については全ての内装について不燃材を使用するようにという指導がございましたので、それに従いまして変更するものでございます。この部分でも約200万円の増となってございます。

次、3点目でございます。被災後、そのまま瓦れきとかそのものが室内にございました。今回、それを全部取り除いた結果、当初見込みよりも瓦れきの量が多いということ、それからそれに伴う補修箇所が新たに見つかったということがございまして、それへの経費が発生してございます。これらが約130万円ほどの増ということで、合わせまして約530万円の増額が必要になったという内容でございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成28年第6回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時36分 閉会